

嫡出推定規定の見直し及び女性の再婚禁止期間の廃止

【嫡出推定規定の現状】

- 婚姻中に懷胎した子は、夫の子と推定する。

→ 婚姻の日から200日以内に生まれた子は、婚姻中に懷胎した場合でない限り、夫の子と推定しない（推定されない嫡出子）。

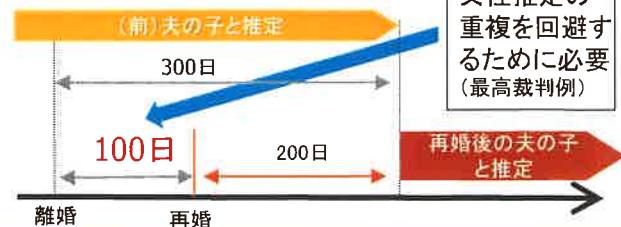
→ 婚姻中又は離婚等の日から300日以内に生まれた子は、（前）夫の子と推定する。



⇒ 嫡出推定規定は、婚姻関係を基礎として、父子関係を推定することで、生まれた子について逐一父との遺伝的つながりの有無を確認することなく、早期に父子関係を確定し、子の地位の安定を図るもの

【女性の再婚禁止期間の現状】

- 女性は、前婚の解消又は取消しの日から100日を経過した後でなければ、再婚することができない（民法第733条第1項）。



父性推定の重複を回避するため必要（最高裁判例）

【嫡出推定規定に関する指摘等】

- 夫以外の者との間の子を出産した女性が、嫡出推定規定により、その子が夫の子と扱われることを避けるために出生の届出をしないことがあり、これが無戸籍者問題の原因になっているとの指摘



無戸籍者825名のうち591名（約72%）がこの理由を挙げている（令和4年1月時点）。

【要綱案（案）の規律】

1 嫡出推定規定の見直し

- 「婚姻中に懷胎した子は、夫の子と推定する」との現行の規律を維持した上で、婚姻前に懷胎した子であって、婚姻の成立後に生まれたものは夫の子と推定する旨の規律を設ける。

⇒ 婚姻の成立後に生まれた子は、夫の子と推定する。

- 離婚等の日から300日以内に生まれた子であっても、その間に母が再婚をしたときは、再婚後の夫の子と推定する。（※）

※再婚後の夫との間に生物学上の父子関係がないときは、前夫は、裁判により当該推定を否認することができる。⇒ その結果、子は、前夫の子と推定される。



【再婚禁止期間に関する指摘等】

- 再婚禁止期間の見直しがされた平成28年の民法改正の附則において、施行後3年を目途として、施行の状況等を勘案し、再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加えるものとされた。

2 女性の再婚禁止期間の廃止

- 1の嫡出推定規定の見直しにより、前婚の解消又は取消しの日から100日以内に生まれた子であっても、母の再婚後に生まれたときは、再婚後の夫の子と推定する。

⇒ その結果、父性推定の重複がなくなるため、女性の再婚禁止期間を廃止する。



嫡出否認制度の見直し

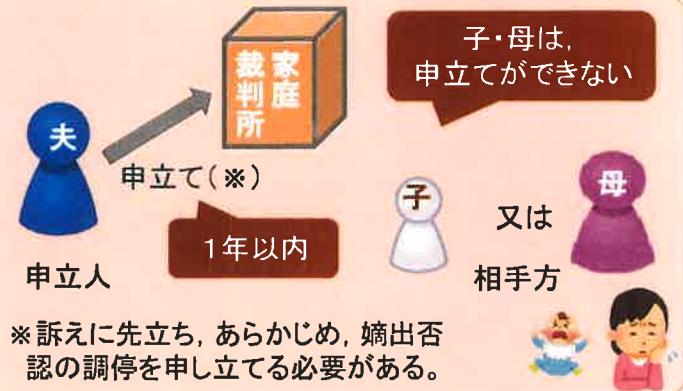
1 現行の規律

- 夫の子と推定された子は、夫が、子の出生を知った時から1年以内に嫡出否認の訴えを提起することにより、推定を否認することができる。

課題1：子・母は、推定を否認することができない。

母等が、その子が夫の子と扱われることを避けるために出生の届出をせず、無戸籍者問題の一因になっているとの指摘。

課題2：1年間は、訴え提起するための期間として不十分との指摘。
無戸籍のまま、成長した子が存在するとの指摘。



2 要綱案(案)の規律

(1) 否認権者を拡大する方策（課題1への対応）

- 嫡出否認の訴えの否認権者を、子及び母等に拡大する。

- ・子又は母は、父を被告として、嫡出否認の訴えを提起することができる。
・未成年の子については、親権を行う母又は未成年後見人が、子のために嫡出否認の訴えを提起する。
・婚姻の解消等の後300日以内に生まれた子であって、母の再婚後に生まれたことにより、再婚後の夫の子と推定されるものについて、前夫は、嫡出否認の訴えを提起することができる。

(2) 嫡出否認の訴えの出訴期間を伸長する方策（課題2への対応）

- 嫡出否認の訴えの出訴期間を、原則として3年間に伸長する。
○ 子は、一定の要件を充たす場合には、例外的に、21歳に達するまで、嫡出否認の訴えを提起することができるものとする。

・父は、子の出生を知った時から3年間、訴えを提起することができる。

・子又は母は、子の出生の時から3年間、訴えを提起することができる。

・さらに、子については、父と3年以上継続して同居したことがない場合には、父による養育の状況に照らして父の利益が著しく害されるときを除き、21歳に達するまで、嫡出否認の訴えを提起することができるとの出訴期間の特則を設ける。

